

資料1. 36協定の例

香川県職員労働組合

36条協定に関する中央協定書

各土木事務所における職員の時間外勤務及び休日勤務は、労働基準法（以下「法」という。）の精神を尊重して実施することを前提として、当面、土木部長と県職員労働組合書記長との間で中央協定を結び、各土木事務所及び椋川ダム建設事務所は、本協定の範囲内で実施するものとする。

記

1. 延長する労働時間

現行の勤務時間（週40時間）を基礎としてそれを超える労働時間の延長は、1箇月30時間、年間360時間とする。

ただし、会計監査、用地交渉及びその他必要やむを得ない事務を処理する場合には、所属長が分会長と文書により事前協議し、1箇月45時間まで延長することができる。

2. 育児又は介護を行う職員の時間外労働等の限度

1の協定にかかわらず、次の範囲の育児や介護を行う職員が、1の規定の限度よりも時間外労働の限度を短くすることを所属長に申し出た場合には、1週6時間、1年150時間を時間外労働の限度とする。

(1) 中学校就学前の子を養育する職員

(2) 2週間以上常時介護を必要とする次の家族を介護する職員

① 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母

② 同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

3. 注意報の取扱い

待機を要する注意報は、法第33条に準ずる取扱いとする。

4. 緊急災害時の取扱い

緊急災害の場合は、所属長と労働者の代表が中央協定者に事前協議し、その都度別途協議の上定めるものとする。（この場合の緊急とは、水防本部解除時から災害査定終了

時までをいう。)

5. 休日労働日の取扱い

週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条に規定する週休日）、休日等（同条例第10条に規定する休日及び職員の給与に関する条例第14条後段の人事委員会規則で定める日）に労働させることができる日数は、1箇月2日を超えてはならない。

6. 協定の遵守

法の精神を尊重し、双方が誠意をもって本協定を遵守するものとする。

7. 事前命令の遵守、過重労働の防止

時間外労働の命令は事前に行い、命令にあたっては健康等について十分配慮するものとする。

8. 有効期間

この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

9. 通知

各土木事務所長は、各月の時間外勤務等の実施結果を中央協定者及び各分会長に通知する。

平成19年4月1日

香川県土木部長 久保市郎 印

香川県職員労働組合
書記長 十河利夫 印

時間外及び休日労働に関する協定書

香川県〇〇土木事務所における職員の時間外労働及び休日労働は、労働基準法（以下「法」という。）の精神を尊重して実施することを前提として、当面、香川県〇〇土木事務所長と香川県職員労働組合〇〇土木事務所分会長との間で法第36条に基づき次のとおり協定を締結するものとする。

記

1. 延長する労働時間

現行の勤務時間（週40時間）を基準としてそれを超える労働時間の延長は、1箇月30時間、年間360時間とする。

ただし、会計検査、用地交渉及びその他必要やむを得ない事務を処理する場合には、所属長が分会長と文書により事前協議し、1箇月45時間まで延長することができる。

2. 育児又は介護を行う職員の時間外労働等の限度

1の規定にかかわらず、次の範囲の育児や介護を行う職員が、1の規定の限度よりも時間外労働の限度を短くすることを所属長に申し出た場合には、1週6時間、1年150時間を時間外労働の限度とする。

(1) 中学校就学前の子を養育する職員

(2) 2週間以上常時介護を必要とする次の家族を介護する職員

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② 同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

3. 注意報の取扱い

待機を要する注意報は、法第33条に準ずる取扱いとする。

4. 緊急災害時の取扱い

緊急災害の場合は、所属長と労働者の代表が中央協定者に事前協議し、その都度別途協議の上定めるものとする。（この場合の緊急とは、水防本部解除時から災害査定終了時までをいう。）

5. 休日労働日の取扱い

週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条に規定する週休日）、休日等（同条例第10条に規定する休日及び職員の給与に関する条例第14条後段の人事委員会規

則で定める日)に労働させることができる日数は、1箇月2日を超えてはならない。

6. 協定の遵守

法の精神を尊重し、双方が誠意をもって本協定を遵守するものとする。

7. 事前命令の遵守、過重労働の防止

時間外労働の命令は事前に行い、命令にあたっては健康等について十分配慮するものとする。

8. 有効期間

この協定の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

9. 通 知

所属長は、各月の時間外勤務等の実施結果を中央協定者及び分会長に通知する。

平成19年4月1日

香川県〇〇土木事務所長 〇 〇 〇 〇 印

香川県職員労働組合

〇〇土木事務所分会長 〇 〇 〇 〇 印

時間外労働に関する協定届 休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
土木行政（労基法3号適用）		香川県〇〇土木事務所		〇〇市〇〇〇町〇〇〇〇番地〇（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定労働 時 間	延長することができる時間		期 間
					1 日	1日を超える1定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	業務が一時的に集中するため	設計書作成 用地交渉等	116	8時間	平日3時間15分 休日8時間	1箇月 30時間 年 間 360時間とする	自 19.4.1 至 20.3.31
② 1年単位の 変形労働 時間により 労働する労働者					緊急、災害の場合 には協議する 育児又は介護を行 う職員の時間外労働等の限度 1週 6時間 1年 150時間	会計検査、用地交渉及び その他やむを得ない場合 には協議する ただし、1箇月45時間ま でとする	
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び 就業の時刻		期 間
同 上		同 上	同 上	土曜日 日曜日	1箇月2日 8時30分～17時15分		自 19.4.1 至 20.3.31

協定の成立年月日 平成19年4月1日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 香川県職員労働組合〇〇土木事務所 分会長
氏名 〇 〇 〇 〇 印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

平成19年4月1日

使用者 職名 香川県〇〇土木事務所 所長
氏名 〇 〇 〇 〇 印

〇〇労働基準監督署長 殿

時間外労働及び休日労働に関する協定

浜田市長 宇津徹男（以下「甲」という。）と浜田市水道労働組合 執行委員長 日高均（以下「乙」という。）は、「乙」の所属する組合員の時間外労働及び休日労働（以下「時間外勤務等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（法の遵守）

第1条 「甲」は労働基準法（以下「法」という。）の精神にのっとり、あらかじめ定められた勤務時間及び休日を守る。

（労働時間の延長）

第2条 「甲」はやむを得ない理由のある場合にかぎり職員に時間外勤務等を命じることができる。

2 前項のやむを得ない理由のある場合とは次のとおりとする。

1. 災害、その他避けることのできない事由によって臨時に必要な場合
2. その他公務上臨時に必要な場合

（時間外及び休日労働の定義）

第3条 時間外労働とは正規の勤務時間以外で休日労働以外の労働をいう。

2 休日労働とは勤務を要しない日及び祝日法による休日並びに代休日の、正規の勤務時間に相当する時間の労働をいう。

（法の遵守）

第4条 「甲」は、本協定による、労働時間の延長は、これを無制限に認めるものではなく、本来臨時的なものとする法の趣旨にのっとり、「時間外労働等」が必要最小限となるよう努める。

（原則延長時間及び日数）

第5条 前条の理由により職員に時間外労働を命じることができる限度の時間数及び休日労働の日数（以下「原則延長時間及び日数」という。）は、次のとおりとする。

1. 時間外労働は、1日3時間とし、1か月24時間、1年間150時間以内とする。
2. 休日労働は年間10日とし、延長時間に含めない。
- 2 1か月とは毎月1日から月末までとし、1年間とは4月1日から翌年の3月31日までとする。

（特別延長時間）

第6条 「甲」は、次の各号による、やむを得ない特別の事情が生じたときは、「乙」の承認を得て、前条1項の時間を1日8時間、1か月65時間、1年間200時間まで特別に延長することができる。

1. 予算及び決算事務
2. 起債事務
3. その他、市民生活及び事業の運営に支障をきたすと「乙」が認めたもの

(特別延長時間の手続き)

第7条 前条による延長時間を設定する場合は、「甲」は「乙」に対して、次の各号を記載した書面を提出し協議する。ただし、1日の延長時間は除く。

1. 特別に延長しようとする時間
2. 延長しようとする者の氏名
3. 業務の内容

(特定労働者に関する基準)

第8条 一定の育児又は介護を行う女性労働者（特定労働者）のうち希望者については、1日2時間、1週間6時間、1年間150時間とする。ただし決算の為に必要な業務に従事させる場合は、2週間について12時間を超えないものとし、休日労働はできない。

(事前通知)

第9条 「甲」は本協定により「時間外労働等」を命じようとするときは、事前に本人に通知するものとし、職員に自発的な時間外労働をさせないようにする。

- 2 前項の通知は、原則として時間外労働については4時間前、休日労働については1日前までにこれを行う。

(異議の申し立て)

第10条 前条により「時間外労働等」の通知を受けた職員に次の理由があるときは、当該職員または「乙」は異議の申し立てを行うことができる。

1. 五親等内の血族または姻族が負傷、疾病及び傷害のため介護を必要とするとき
 2. 当該職員の健康状態が、「時間外労働等」の就労が困難であるとき
 3. 公民権の行使上、当該「時間外労働等」に服し得ないとき
 4. 災害の被災、その他当該職員に特別の事由があるとき
- 2 前項の「特別の事由」とは組合行事のうち大部分の組合員が参加する集会、または役員であって余人を持って当てることのできない会合に出席する場合、ならびに社会通念上近隣、親戚等との付き合い等をいう。
- 3 1項の異議申し立てがあった場合は、「甲」「乙」双方において協議し善処するものとする。ただし、協議の成立するまでは「時間外労働等」を行なわない。

(特別変更)

第11条 「甲」は、災害、その他避けることのできない事由によって臨時に必要な場合に限り、この協定の「時間外労働等」にかかわる定めを、「乙」と協議のうえ変更することができる。ただし、前項の協議をする暇がない場合は、出来るだけ速やかに協議するものとする。

(健康保持)

第12条 「甲」は、この協定により「時間外労働等」を命じる場合は職員の健康状態等に特に留意し、必要に応じ休憩時間、休養日等を設け健康保持に努める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成11年6月1日から平成11年6月30日までとし、「甲」は毎月の実績を集計して「乙」に供覧する。

(ノ一残業デーの設置)

第14条 「甲」「乙」いずれか一方または、双方協議の上、この協定の有効期間内に、職員の健康保持及びその他の事情により「時間外労働等」を行わない日または、期間を設けることができる。この場合、それぞれ相手方に事前に通知しなければならない。

(特例期間)

第15条 12月29日から翌年1月3日までの間の取扱いは、この協定の定めに関わらず別に協議する。

平成11年5月31日

浜田市長 宇津徹男 印

浜田市水道労働組合
執行委員長 日高均 印

自治労〇〇町職員労働組合

様式第9号（第17条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
保育所		〇〇〇保育所		〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇〇号（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
						1ヶ月（毎月1日）	1年（10月1日）	
① 下記②に該当しない労働者	延長保育のため	保育士	8名	8時間	2時間	4時間	40時間	平成18年10月1日から1年間
② 1年単位の 変形労働時間 制により労働 する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間

協定の成立年月日 平成18年9月29日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 自治労〇〇町職員労働組合
氏名 執行委員長 ○ ○ ○ ○ 印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
）
使用者 職名 〇〇町長
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

平成18年10月19日
〇〇〇〇 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 (2) 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。